

かがわで働こう！奨学金返還支援制度・ 香川県大学生等奨学金返還支援 よくあるご質問

企業向け

（申込方法について）

Q どのようにして申請するのですか？ **共通**

A 香川県電子申請システムから、電子申請を行ってください。申請の際には、下記資料の添付が必要です。

ア 法人登記の履歴事項全部証明書（PDFデータ）

※ 3か月以内に発行されたもの

イ 会社概要（様式任意）

※ 例：パンフレットまたはHP掲載内容等（PDFデータ）

Q 申請期間はいつまでですか？ **共通**

A 申請は随時受け付けます。

（日本学生支援機構貸与型奨学金について）

Q どのくらいの学生が日本学生支援機構の奨学金を借りていますか？

A 日本学生支援機構のデータ（R8.1公表）では、概ね4人に1人が日本学生支援機構貸与型奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）の貸与を受けています。

※給付型奨学金を含めると、概ね3人に1人が日本学生支援機構の奨学金を利用。

Q どのくらいの額を借りて、どのくらいの期間で返還するものですか？

A 日本学生支援機構のデータ（R8.1公表）では、平均貸与総額 323 万円、平均返還年数 15 年となっています。

（香川県大学生等奨学金について）

Q どのくらいの学生が香川県大学生等奨学金を借りていますか？

A 毎年、平均 60 名の方が新規貸付決定を受けています。令和8年度からは定員を 120 名に拡大しました。

Q 登録企業に就職しなくても、免除を受けられる場合がありますか？

A 登録企業以外に就職した場合でも、大学等卒業3年以内に県内に居住・就業し、3年間継続することで、25,000 円×貸付月数の免除が受けられます。

(対象者の要件について)

Q すでに登録企業に就業中の場合でも、本制度の対象になりますか？ **共通**

A すでに就職している方は、本制度の申込対象外となります。

※かがわで働こう！奨学金返還支援制度の場合…対象者は、登録企業での内定前に県に申込みを行い、県から奨学金返還支援の対象者として認定を受ける必要があります。

※香川県大学生等奨学金返還支援制度の場合…対象者は、香川県大学生等奨学金の貸与を受けており、令和8年度以降に卒業した学生です。

Q 内定前に申し込みが必要となっていますが、「内定前」とは、どの段階を指しますか？

A 「内定前」とは、10月1日の正式内定以前を指します。

Q 通常の新卒採用スケジュール以外で採用をされた場合等、内定式が実施されないケースにおいて、「内定前」とはいつの時点を指しますか？

(新卒・12月内定の場合、社会人2・3年目・Uターン転職の場合、就職浪人・社会人1年目
冬内定のケース など)

A 入社承諾書等、企業に入社する際に交わす合意書にご記載いただいた日付が正式な内定日となりますので、「内定前」は、入社承諾書の記載日以前を指します。

Q 進学先によって、本制度の対象とならない場合がありますか？ **共通**

A 県内出身者は、県内・県外いずれの大学等に進学しても対象となります。県外出身者は、県内の大学等に進学した場合のみ対象となります。

※香川県大学生等奨学金は、県内出身者のみが貸与を受けることができます。

Q 返還支援の対象者を企業側で限定することはできますか？

A 企業の採用状況により、返還支援の対象とする職種を限定することや、正社員のみを対象とすることは可能です。申請時にお申し出ください。

(支援要件について)

Q 就職から3年以内に県外転勤となった場合、本制度の支援を受けられますか？

A 支援要件は、大学等卒業から3年以内に県内に居住・登録企業に就職し、県内出身者については3年間、県外出身者については5年間継続することです。

ただし、県外転勤があった場合でも、県内出身者は就業開始から5年間のうち3年間、県外出身者は7年間のうち5年間の県内就業実績が確認できれば、県内就業要件を満たし、支援対象となります。

Q 支援対象者が登録企業（A社）で2年間の勤務後に退職し、引き続き他の登録企業（B社）に就職した場合、A社は支援額の負担が生じますか？ **共通**

A 支援対象者が支援要件を満たす前に退職した場合、A社に支援額の負担は生じません。支援対象者のB社への就職が大学等卒業から3年以内であれば、支援要件を満たせばB社での支援が受けられます。

（支援額について）

Q 支援額の考え方は？ **共通**

A 20,000円、25,000円、30,000円、35,000円、40,000円のうち、企業が選択する支援額に、奨学金の貸付月数を乗じたものが支援額となります。返還期間ではなく、奨学金の貸与を受けていた期間が基準となります。

※香川県大学生等奨学金の場合は5,000円、10,000円、15,000円に、奨学金の貸付月数を乗じたものを上乗せで支援します。

Q 奨学金の残額が支援額よりも少ない場合はどうなりますか？ **共通**

A 支援額が奨学金返還残額を上回る場合、奨学金返還残額を上限として、支援金を交付します。

Q 支援要件を満たすまでの間、奨学金の返還はどうなるのですか？ **共通**

A 支援要件を満たすまでの間は、各自で奨学金の返還を継続していただきます。

Q 登録企業が対象者の管理を行う必要がありますか？ **共通**

A 対象者が登録企業に就職した段階で、県から登録企業に、対象者の情報（氏名、支援予定額、支援予定時期等）をお知らせします。

支援要件を満たした対象者が県に交付申請を行った段階で、県は対象者に対して交付決定通知を行うとともに、登録企業に対して企業負担分について通知し、納付書を送付します。

（支援方法について）

Q 支援金はいつ、どこに振り込まれるのですか？

A 支援金は、要件を満たした場合に一括支援します。

支援対象者は、支援金の交付要件を満たした場合、県に交付申請をしていただきます。県は、交付申請に基づき支援金の交付決定を行い、確定した支援金額を、県から日本学生支援機構に直接振り込みます（代理返還）。

（登録企業の費用負担について）

Q いつから、また、どのような場合に費用負担が発生しますか？ **共通**

A 支援対象者が支援要件を満たした場合に、県が日本学生支援機構に支援金を支出します。支援金のうち、1/2を企業から県に寄附していただきます。香川県大学生等奨学金の場合は上乗せ額を県に寄附していただきます。

対象者については、令和8年度から募集を開始しますので、令和8年度に本制度に申し込みをした方が、令和9年度に就業開始後、3年間（令和11年度まで）就業を継続し、最短で令和12年度の支援となります。

Q 税制上の優遇措置とは何ですか？ **共通**

A 法人が、国や地方公共団体に対する寄附金を支出したときは、原則として、支出した全額が損金の額に算入され、法人税上、有利な取り扱いとなります。

（他の返還支援制度との併給について）

Q 一人の従業員が、日本学生支援機構第一種・第二種奨学金と、香川県大学生等奨学金の両方の返還支援の対象となることはありますか？ **共通**

A 日本学生支援機構第一種・第二種奨学金と、香川県大学生等奨学金は、併給して貸与を受けることができます。

両奨学金に対する返還支援についても、併給可能となっています。

Q すでに企業独自で運用している奨学金返還支援制度との併用は可能ですか？ **共通**

A 可能です。

ただし、日本学生支援機構が提供する「企業等の返還支援（代理返還）システム（スカラKI）」を利用して、企業独自に返還支援制度を実施している場合、一人の対象者に対して複数の機関から支援をすることができないため、この場合の併給は不可です。